

図書館指定管理者制度の再検討

スケジュール

2月12日	検討会・作業部会発足
2月17日	第1回検討会（前回の検討内容・経緯説明・調査項目検討）
2月27日	第1回作業部会 （前回の検討内容・経緯説明・検討会での意見を反映した調査項目検討）
3月11日	図書担当者会（再検討指示の説明・前回の検討内容・経緯説明）
3月17日	第2回作業部会 （調査項目検討）
3月19日	図書館協議会（再検討指示の説明・前回の検討内容・経緯説明）
4月16日	第2回検討会（調査項目検討）
4月22日	県内アンケート調査表発送
5月13日	類似団体アンケート調査表発送
7月9日	第3回作業部会 （調査結果取りまとめ・分析）
7月15日	第3回検討会（調査結果分析）
7月28日	図書館協議会（調査・分析内容検討） 図書担当者会（調査・分析内容検討）
8月	検討会（現状調査）
9月	作業部会（内容審議）
9月	検討会（内容審議）
10月	図書担当者会（内容審議）
11月	検討会（結論）
12月	図書館協議会（内容審議・意見集約）
12月	定例教育委員会（内容説明）
1月	定例教育委員会（内容審議・結論）

平成26年12月22日市長指示事項

H26.12.26現在

No.	主務部 関係部	主務課	関係課	市長指示	対応期間(目安)			条例・規則 等の制定	受益者等 との協議 が必要	予算措置	協議No.
					1年	3年	5年				
1	企画部	行政改革 推進課		○指定管理施設 指定管理施設の現地調査の実施 全ての施設の現状・課題の把握、庁内協議後調査個所の選定・実施 (平成28年度予算へ反映させるものも考えられることから、平成27年夏までに完了)							
				【取組状況等】							
2	教育部	国分図書館		○図書館の指定管理制度導入の検討 現状・課題の整理後検討 (県内10市1町で導入実績)	○						
				【取組状況等】 霧島市立図書館への指定管理者制度導入に対する検討の経過については、集中改革プランでの検討もあり、平成18年から教育委員会内及び図書館協議会で検討・協議を行い、平成20年に「図書館は継続性や教育機関として安定性が求められており、また、公平・公正・中立の立場で運営されなければならないため、指定管理者制度導入はなじまない」との方針が教育委員会で決定されております。 しかしながら 県下において導入実績のある市町もあることから、今後調査・研究をすすめ再検討を行いたい。 参 考 県下図書館への指定管理者制度の導入状況(平成26年調査) 11自治体(阿久根市・徳之島町・奄美市・指宿市・鹿屋市・いちき串木野市・西之表市・曾於市・出水市・枕崎市・南さつま市) 西之表市は27年度から直営へ変更予定(指定管理応募者なしのため)							

指定管理者制度導入の検討経過

(平成20年9月)

H15. 6	地方自治法の一部改正 指定管理者制度の創設
H18. 2	「霧島市公の施設に係る指定管理者の指定手続きに関する条例」制定 「公の施設に係る指定管理者導入に関する指針」策定
H18. 6	「霧島市立図書館の設置及び管理に関する条例」の一部改正 市立図書館を指定管理者による管理ができるように条例を整備した。
H18. 9	教育委員会、国分図書館、隼人図書館で検討、協議を行った。
H19. 1	教育委員会、国分図書館、隼人図書館で検討、協議を行った。 ・図書館は、図書の貸出だけでなく、資料の収集、整理、保存を体系的に行っていくこと。 ・おはなし、読み聞かせ等のソフト事業の実施 ・市内外の図書館、学校、読書グループ、ボランティアグループ、他の教育機関との連携強化を図ることにより、読書活動を推進し、文化の発展を担う必要がある。 以上のことから、直営で管理することが合理的であるとの結論に至った。
H19. 4	行政改革推進課 平成21年度以降早い時期に導入予定の施設として、国分図書館、隼人図書館が上げられた。 制度を導入すべきとされたため、改めて詳細な検討に入った。
H19. 5	図書館協議会 指定管理者導入について協議 図書館は、専門的などころがあるので導入は難しいのではとの意見。
H19. 12	「集中改革プラン」進行管理シートを行政改革推進課へ提出 ＜内容＞ 公共図書館の指定管理者制度導入については、「図書館は資料情報の提供、地域の文化、教育、住民生活の向上等を担う施設である。そのため、高度なレファレンスサービス、資料収集、管理、保存等継続した専門性が必要となる。また、収益が見込めない公共サービスでもあり、基本的になじまない。」と判断する。
H20. 1	行政改革推進課から意見 進行管理シートの回答を平成20年度に方針決定とし、一部業務委託の拡大ができないかどうかを検討してほしいとのこと。 教育委員会で協議し、進行管理シートの内容を変更 ＜変更内容＞ 平成19年度の検討結果では、図書館への指定管理者制度導入については、「図書館は資料情報の提供、地域の文化、教育、住民生活の向上等を担う施設である。そのため、高度なレファレンスサービス、資料収集、管理、保存等継続した専門性が必要となる。また、収益の見込めない公共サービスでもあり、基本的になじまない」側面が多いとの結論が得られた。 このため、引き続き、導入済みの他市町村の状況及びそれらの市町村における問題点に対する対応策の調査などを行い、指定管理者制度の導入の可否を決定する。 また、指定管理者制度の導入の調査検討と合わせて、図書館業務の中で更なる業務委託の拡大ができないかを検討する。
	定例教育委員会 「集中改革プラン」進行管理シートについて説明
H20. 2	図書館協議会 指定管理者制度について、検討経過の説明、意見聴取
H20. 3	集中改革プラン及び主要業務の進行管理表を作成し、教育長に説明 上記内容の説明
H20. 5	国分図書館、隼人図書館職員担当者会 意見を集約
H20. 6	国分図書館、隼人図書館カウンター業務委託拡大検討案作成
H20. 7	教育委員会で協議 国分図書館、隼人図書館カウンター業務委託拡大検討案を教育委員会において検討した結果、業務委託は拡大せず、現在の一部委託を継続することとした。ただし、市民がより利用しやすい図書館とするために、一層の改善努力を行うこととした。 国分図書館で協議 市民がより利用しやすい図書館とするための協議を行った。
H20. 8	図書館協議会 指定管理者制度について協議を行い、同制度に対する図書館協議会の見解をまとめた。
H20.9	定例教育委員会 図書館への指定管理者制度を導入した場合のメリット、デメリットの説明を受けた後、教育委員同士で霧島市の方向性はいかにあるべきか検討した。同制度を導入した場合、図書館本来の役割が果たせなくなるのではないかと、図書館は継続性や安定性が求められているので、導入はなじまないなどの意見が多数を占めた。
平成20年度 方針決定	

霧島市立図書館への指定管理者制度導入に対する見解について

霧島市立図書館への指定管理者制度導入については、以下の理由により、基本的になじまないと判断する。

- 1 図書館は、公の施設であるだけでなく、教育機関としての位置付けがなされている。教育機関として安定的に、また、市民への資料情報の提供、地域文化、教育、住民生活の向上等を担う施設であるため、公平、公正、中立の立場で運営されなければならない。
- 2 体系的な蔵書構築のための資料収集、整理、保存等継続した専門性が必要となる。また、図書資料は公平、公正、中立の立場で収集、保存することが必要である。
- 3 市民の調査研究を支援していく参考調査業務（レファレンス）は、図書資料を熟知した職員による継続性、蓄積性、安定性が必要である。専門職員（司書有資格者）の確保、育成は図書館の根幹に関わる問題である。
- 4 図書館は、学校図書館との連携、県立図書館等との相互協力を図りながら、そのサービス水準の向上に努めていくことが重要である。
- 5 図書館事業は、事業収益を見込めない公共サービスであり、営利を目的とする団体が管理することは無理がある。また、特定非営利法人（NPO）法人の場合も、永続的な図書館事業を、安定的に継続していけるかどうかの見通しの確保は困難である。
- 6 図書館事業は、安定的に長期にわたって継続されることとサービスの発展性の確保が重要である。運営主体を3～5年ごとに選び直すことは、安定的、継続的な事業の障害となり、サービスが低下する。

平成 20 年 8 月 27 日

霧島市立図書館協議会

教育機関・・・「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第 30 条にいう教育機関とは、「教育、学術及び文化に関する事業を行うことを主目的とし、専属の物的施設及び人的施設を備え、かつ、管理者の下に自らの意思をもって継続的に事業の運営を行う機関」（1957 年文部省初等中等教育局長回答）である。

■霧島市公の施設の指定管理者制度に係る運用指針

★ 直営か指定管理者かの判断基準

項 目	該当チェック
①民間事業者等に任かすことで利用ニーズにあった開館日、開館時間の拡大などサービス内容の充実や民間事業者等のノウハウの活用が期待できる。	
②民間事業者等に任すことでコスト削減が図られる可能性がある。	
③利用の平等性、公平性（守秘義務の確保等を含む）について、行政でなければ確保できない明確な理由がない。	
④同様、類似サービスの専門性、特殊性、施設の規模等を勘案して、民間事業者等の運営が可能である。	
⑥税負担ではなく、使用料・利用料金により運営を行う収益的事業である。	

該当チェック欄のチェック数が多いほど、民間事業者等の管理運営領域であると考えられる。